

「難病」「小児慢性特定疾病」指定医療機関の皆様へ

令和8年3月交付分から、名古屋市が交付する特定医療費受給者証及び小児慢性特定疾病受給者証の記載を以下のとおり変更しますので、よろしくお願いいたします。

●高額療養費の適用区分（所得区分）の記載を廃止

健康保険法施行規則等の一部改正により、受給者証への適用区分の記載を廃止します。

令和8年3月以前に交付した受給者証には適用区分が記載されていますが、変更があった場合でも変更交付は行いません。高額療養費の適用区分（所得区分）につきましては、マイナ保険証によるオンライン資格確認又は限度額適用認定証等で確認をお願いします。

オンライン資格確認等で確認ができない場合には、以下の取り扱いをお願いします。

対象者	適用区分	特記事項への記載
①70歳未満の方	ウ	不要
②70歳以上の方 (ただし③の方を除く)	一般 (70～74歳：エ 後期高齢者医療(2割負担)：カ 後期高齢者医療(1割負担)：キ)	要
③70歳以上の現役並み所得者※	ア	要

※③は高齢受給者証等の提示により、医療機関において、現役並み所得者であることが確認できた場合。

●指定医療機関の記載を変更

今までは各指定医療機関の名称・所在地を記載しておりましたが、包括的な記載に変更します。なお、令和8年3月以前に交付した受給者証であっても、指定医療機関であればどこでも利用できますので、記載された指定医療機関の変更・追加がある場合でも変更手続きは不要です。

<令和8年3月～の特定医療費受給者証イメージ 台紙の色：水色>

特定医療費受給者証			
公費負担者番号	指定難病		
受給者番号			
認定疾病名			
受診者	氏名		
	住所		
	生年月日		
	保険者		
	被保険者証の記号及び番号	適用区分	
保護者	氏名	続柄	
	住所		
自己負担額	月額	円	階層区分
特例該当	軽症高額	高額かつ長期	人工呼吸器等装着
	受診者と同じ世帯内にいる指定難病又は小児慢性特定疾病の医療費助成の対象患者		
有効期間			
上記のとおり認定します。			
名古屋市長			印

指定医療機関	
名称	令和8年3月発行の受給者証から、保険者名、記号及び番号、適用区分並びに指定医療機関の記載を廃止しました。
所在地	
名称	各都道府県又は指定都市の指定する医療機関（難病法に基づき指定された医療機関）であれば、この受給者証をお使いいただけます。
所在地	
名称	その他 特定医療費の指定医療機関
所在地	

指定医療機関で受診した場合に限り、本制度の対象となります。
 なお、本制度の対象となる医療は、受給者証に記載された認定疾病及び当該疾病に起因する疾病に関する医療に限られています。
 上記に名称等の記載のある医療機関以外で受診した場合でも、都道府県・指定都市から特定医療費の指定医療機関の指定を受けている医療機関であれば「その他 特定医療費の指定医療機関」として医療給付の対象となります。

(裏面の「注意事項」もご覧ください。)
 (医療機関の方は裏面の「指定医療機関に対するお願い」もご覧ください。)

※旧様式の様式がなくなり次第、新様式に切り替え予定。